

MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成 26 年 4 月 30 日

公共事業に係る政策評価の点検結果 (平成25年度分(第1次))

総務省では、各府省が実施した個々の公共事業に係る政策評価について、平成 25 年度分点検結果(第1次)を取りまとめましたので、公表します。

(連絡先)

行政評価局客観性担保評価担当室

担当:佐々木、藤村

電話:03-5253-5403 (直 通)

FAX: 03-5253-5464

E-mail: https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html ※ 結果報告書等は、総務省ホームページに掲載しています。

(http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/torikumi.html)

公共事業に係る政策評価の点検結果

(平成25年度分(第1次))

平成26年4月30日 総務省行政評価局

□ 点検の仕組み

公共事業に係る政策評価

公共事業の実施省(※)において、 事業区分ごとに作成したマニュアル等に基づき実施

※ 厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省の5省

[評価の対象]

・事前評価:事業費10億円以上の公共事業について、

新規事業の採択時に評価

・事後評価:5年経過して未着工の事業、10年経過し

て継続中の事業について再評価 等

総務省による点検

総務省

▶ 実施省による評価が客観的かつ厳格に実施されているか点検

実施省

▶ 点検結果を踏まえ、評価書の修正や マニュアル等の改定等を実施

□ 点検対象の事業区分・評価書

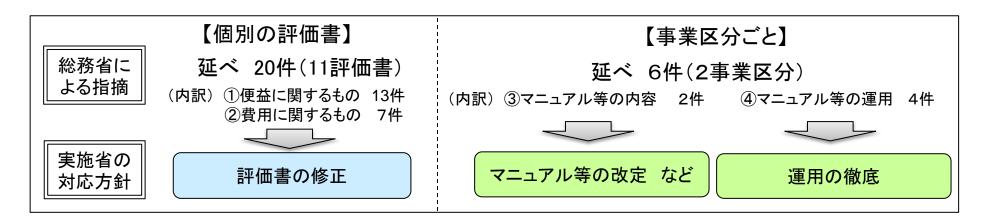
平成25年度は13事業区分133件を点検(事業区分・評価書件数は3ページ参照)

← 1,056件 (※1) の評価書のうち、13事業区分(※2)の評価書270件から133件を抽出 (※3)

- ※1 平成24年6月から25年5月末までの1年間に総務大臣に送付された評価書の総件数
- ※2 平成22年度から25年度までの4年間で全事業区分の点検を行うことを原則として、毎年度、点検 対象とする事業区分を選定
- ※3 事業区分ごとに、特定の地域に偏らないこと等を考慮して点検対象とする評価書を抽出

□ 平成25年度分の点検結果(第1次)[概要]

- 今回は、点検が完了した9事業区分(評価書114件)に係る点検結果を取りまとめたもの
 - ・ 個別の評価書に係る指摘は、評価書11件について延べ20件
 - ・ 事業区分ごとに共通する指摘は、2事業区分について延べ6件
 - ※ 4事業区分(評価書19件)については、引き続き点検中であり、後日取りまとめる予定



〇 <u>指摘の主な内容</u>

- ・ 個別の評価書に係る指摘については、<u>便益の算出に当たって、現実的には想定されない前提を置いているもの(5件)(☞事例1、2及び3)</u>のほか、誤った単価、係数等を用いて算出しているもの(8件)等があった。
- ・ 事業区分ごとに共通する指摘については、マニュアル等の内容について、実態を十分に考慮 して便益を算出できるようなものとなっていないもの(愛事例4)のほか、複数の評価書におい て単価、数式等の同じ誤りがあったもの(3件)等があった。

(別表)

平成25年度分の点検結果(一覧)

(単位:件)

			点検対象	個別の評価に係る指摘			事業区分ごとに共通する指摘 類型別件数(延べ数)	
││││ 府省名		事業区分名	とした	指摘した 類型別件数(延べ数)		枚(延べ数)		
州省石	I N TE 10	争未经万石	評価書の	評価書の	①便益に	②費用に	③マニュアル	④マニュアル
			件数	件数	関するもの	関するもの	等の内容	等の運用
点検終了	厚生労働省	簡易水道等施設整備事業	33	5	6	2	_	_
	農林水産省	国営かんがい排水事業	14	_	_	_	_	_
		国営総合農地防災事業	1	_	_	_	_	_
		農業水利施設保全合理化事業	9	2	2	_	_	_
		地すべり対策事業	3	3	3	3	_	_
		水源林造成事業	30	_	_	_	1	4
1	国土交通省	ダム事業	19	_	_	_	1	_
-	国工父进有	砂防事業等	4	_	_	_	_	_
	環境省	産業廃棄物処理施設モデル的整備事業	1	1	2	2	_	_
	小計	9事業区分	114 11	11	13	7	2	4
		9事未经力		20		6		
	農林水産省	国有林直轄治山事業	3					
 -		民有林直轄治山事業	3	引き続き点検中であり、				
点検中		直轄地すべり防止事業	2					
甲	国土交通省	道路·街路事業	11					
	小計	4事業区分	19					
	合計	13事業区分	133					

- 注1 個別の評価書に係る類型別の指摘件数は、複数の指摘を行っている評価書があることから、評価書11件に対して延べ20件となっている。
 - 2 点検した結果、指摘がなかった欄は「一」としている。
 - 3 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業については、点検の過程において、既に評価書が修正されている。

<事例1>便益に関する指摘

簡易水道再編推進事業(北海道置戸町) [厚生労働省]

(事業概要) 既存の簡易水道施設等の水源を統合し、施設を更新して一元管理をすることにより、施設の老朽化、水量不足、水質 悪化等を解決させ、安全な水道水を将来に向けて安定的に供給する。

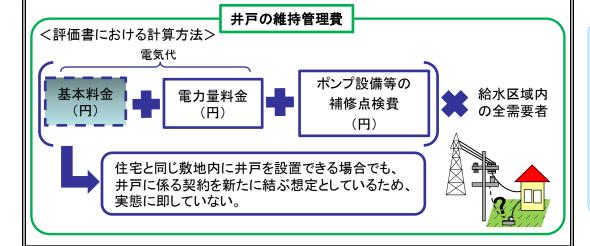
(事業期間) 平成24年度~28年度

(総事業費) 20.18億円

(B/C) 5.57 (便益:221.75億円、費用:39.78億円)

(問題点の概要)

- 本評価書では、現状のまま簡易水道の施設・管路を放置した場合、老朽化して水道が使用できなくなり、給水区域内の需要者が独自に井戸を設置する事態が想定されるが、本事業を実施することによって、井戸で水道と同等の水の確保を行う費用(①井戸の建設費、②井戸の維持管理費(電気代・補修点検費)及び③井戸の水質検査費)を回避できるとして、これらの費用分を便益として計上している。
- 上記②の電気代の計上それ自体はマニュアルで認められた方法であるが、その算出過程で、電気代のうち基本料金については、既に電力会社と契約済みで不要な需要者がいると想定されるにもかかわらず、全需要者分を計上しているため、便益が過大となっている。



【総務省の指摘】

O 基本料金が不要な需要者がいると想定されるにもかかわらず、全需要者分の基本料金を 計上している。

実態を把握していないのであれば、全需要 者分の基本料金を計上すべきではない。



【厚生労働省の対応】

〇 指摘を踏まえ、便益の再計算を行い、<u>評価</u> 書を修正する。

<事例2>便益に関する指摘

簡易水道再編推進事業(愛知県設楽町) [厚生労働省]

(事業概要) 名倉簡易水道事業と津具簡易水道事業を統合し、経営基盤の強化を図り、また、老朽化した管路の耐震化、老朽施設の更新を行い、より安全・確実な水の供給を図る。

(事業期間) 平成24年度~27年度

(総事業費) 10.46億円

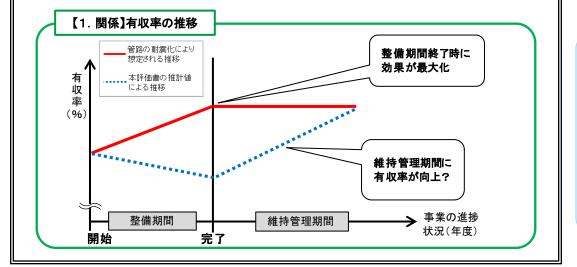
(B/C) 1.12 (便益:17.39億円、費用:15.55億円)

(問題点の概要)

〇 本事業によって管路が耐震化される結果、漏水による損失額が減少 (有収率(注)が向上)するとして「漏水損失額の低減」効果を便益に計 上している。

(注) 水道施設から給水される水量と料金徴収の対象となった水量の比率

- 便益の算定に用いる有収率について、本評価書では以下の疑問がある。
 - 1. 本事業は、管路の整備が完了した後の期間(維持管理期間)においては整備した管路の維持管理のみを行うものであるにもかかわらず、 当該期間において有収率が順次向上するよう推計している。
 - 2. 便益の算定のために推計しているにもかかわらず、実際の便益の算定では、推計した数値によらず、根拠が不明な数値を用いている。



【総務省の指摘】

- 〇 管路整備完了後の期間(維持管理期間)において有収率が順次向上するよう推計している。
- O また、実際の便益の算定では、推計値によ らず、根拠が不明な数値を用いている。

【厚生労働省の対応】

〇 指摘を踏まえ、改めて有収率の推計を行っ た上で便益を再計算し、<u>評価書を修正する</u>。

<事例3>便益に関する指摘

産業廃棄物処理施設モデル的整備事業(財団法人熊本県環境整備事業団) 「環境省〕

(事業概要) 産業廃棄物管理型最終処分場を整備することで、循環型社会形成を図る。

(事業期間) 平成25年度~27年度

(総事業費) 67.62億円

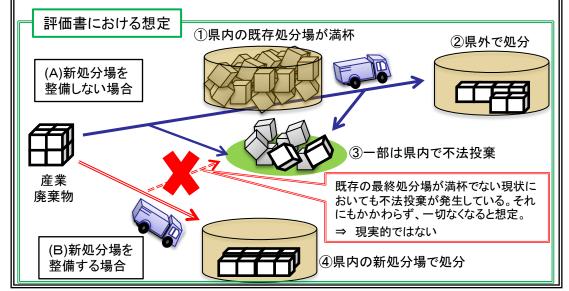
(B/C) 1.23 (便益:102.0億円、費用:83.0億円)

(問題点の概要)

〇 本評価書では、(A)最終処分場が新たに整備されない場合、①県内の 既存処分場がいずれ満杯になり、②県外処分が必要となるが、③一部 の処分業者等は、処分費用の増加等を理由に不法投棄を行うと想定し ている。

一方、(B)新処分場を整備した場合は、④全ての廃棄物が県内の新処分場で処分されるため、不法投棄が一切なくなると想定し、不法投棄物の除去経費が不要になることを便益としている。

○ しかしながら、既存の最終処分場が満杯でない現状においても不法投棄が発生しているため、新処分場を整備すれば不法投棄が一切なくなるという想定は、現実的ではない。



【総務省の指摘】

○ 不法投棄が一切なくなると想定することは 現実的でなく、便益が過大に評価されている のではないか。



【環境省の対応】

〇 指摘を踏まえ、定量的に便益を計上しない こととし、評価書を修正した。

<事例4>費用対効果分析マニュアル等の内容に関する指摘

水源林造成事業<共通事項>〔農林水産省〕

(事業概要)水源かん養上重要な奥地水源地域の民有林保安林のうち、水源かん養機能が劣っている無立木地、粗悪林相地などを 対象に早期に森林を造成し整備する。

(問題点の概要)

- 本事業の評価書では、木材の生産確保・増進便益について、伐採する 樹木の体積に単価を乗ずるなどして算定しており、植栽した針葉樹(ス ギ、ヒノキ、マツ等)は、自生する広葉樹等よりも高い単価が設定され ている。
- 〇 また、本便益の算定に当たっては、将来において、事業を実施した地区における針葉樹林が雪害等の被害により広葉樹林に遷移(以下「広葉樹林化」という。)しないことを前提としている。
- 〇 しかしながら、今回点検対象とした30地区のうち、事業の開始から30年以上経過した18地区の全てにおいて、その一部が広葉樹林化している状況がみられることから、将来において広葉樹林化しないとの前提で算定された本便益は、過大に計上されていることとなる。

【実際の状況】

地区ごとに 5%~38% の範囲で 広葉樹林化 (平均12% 程度)

【評価書における前提】







実際の状況 と比べて、便 益が過大と なる。

【総務省の指摘】

○ 点検対象とした30地区のうち、事業の開始 から30年以上経過した18地区の全てにおいて、 その一部が広葉樹林化している状況がみられ ることから、便益の算定に当たっては、将来 において広葉樹林化することを考慮すべきで はないか。

【農林水産省の対応】

○ 広葉樹林化は雪害等による不測の事態により生じることから、現時点では予測は困難なため、期中の評価においてその時点の樹種構成を基に算定することで対応している。

今後データが蓄積されれば広葉樹林化の影響を考慮できる可能性も考えられるため、<u>最</u>新の知見なども踏まえつつ幅広に検討する。

(参考) 平成24年度分の点検(平成25年4月公表) のフォローアップ状況(平成26年4月末現在)

実施省の対応総務省によるフォローアップ

状況

【個別の評価書に係る指摘】

評価書13件の全てが修正 済み。



全て、当省の指摘を踏まえた修正 が行われていることを確認

【事業区分ごとに共通する指摘】

既に運用の徹底のための措置は講じられているほか、マニュアル等の改定に向けて検討の場を設ける等、必要な取組が進められている。



引き続き対応状況を注視

平成24年度分の点検における指摘に対する各省の対応状況(一覧)

		各省の対応			
府省名	課題がみられた事業区分名	個別の評価書に係る課題	事業区分ごとに共通する課題		
		恒別の計画者に除る味趣	マニュアル等の改定等	運用の徹底	
厚生労働省	水道水源開発等施設整備事業	修正済み 10件	_	措置済み	
農林水産省	森林環境保全整備事業	-	作業中	措置済み	
	水産物供給基盤整備事業	修正済み 2件	措置済み	措置済み	
環 境 省	廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業	修正済み 1件	措置済み	_	

注 点検の結果、指摘がなかった欄は「一」としている。